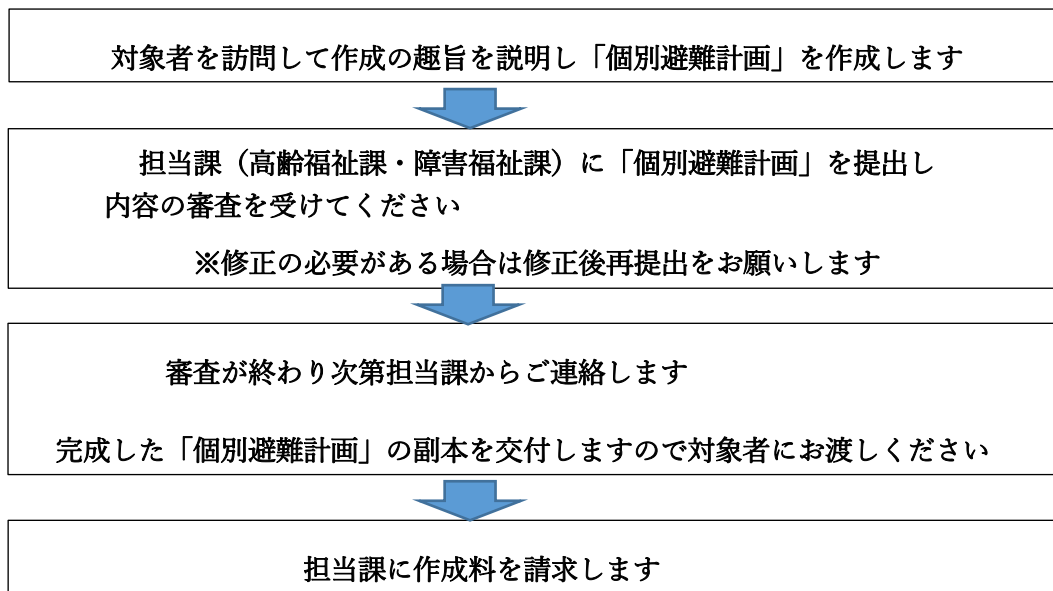


※令和6年11月説明会資料から抜粋

「個別避難計画」作成業務の流れ

◆個別避難計画を作成する主な業務の流れです



◆請求時担当課へ提出する書類

- ①報酬支給申請書兼請求書 ②個別避難計画作成実施報告書

◆作成料

- | | |
|---------------------------|------------|
| ①新規の「個別避難計画」を福祉専門職が作成したとき | 3, 0 0 0 円 |
| ②更新の「個別避難計画」を作成したとき | 2, 0 0 0 円 |
| ③新規・更新とも本人又は家族が作成する際の支援 | 1, 0 0 0 円 |
| ④連絡調整を実施したとき | 2, 0 0 0 円 |
| ⑤避難訓練を実施したとき | 2, 0 0 0 円 |

◆個別避難計画実施報告書

多数の請求をされる場合は別紙（任意様式）に記載されても結構です。

優先度が高い方（一覧に掲載されている方）の提出期限

令和7年12月末頃

※台風シーズンまでに完成出来るよう早期提出に御協力ください。

◆令和6年11月説明会の際に配布した事業所一覧に掲載された方は令和6年4月末時点での対象者です。

◆令和6年4月～令和6年12月末までに、新たに要介護3～5、障害支援区分3～6になられた方は令和7年4月以降準備が出来次第、対象者名簿をお渡しします。期限内にご提出ください。

※優先度が高い方

要介護3～5の認定を受けている方

障害支援区分3～6の認定を受けている方

人工呼吸器装着者

※上記のうち土砂災害警戒区域内の方は最優先

◆施設入所、長期入院の場合は「避難行動要支援者名簿抹消届」を提出してください。（この場合個別避難計画の作成は不要です。）